

別添1 障害福祉事業所等サービス継続支援事業

対象事業所・施設		対象経費・補助基準額（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）	
		(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応 気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するために必要な費用	(2) 災害備蓄等への対応 災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な費用
1	【障害者総合支援法】 ・ 居宅介護事業所、行動援護事業所、 重度訪問介護事業所、同行援護事業所	1月あたり延べ訪問回数200回以下	300 /事業所
2	【児童福祉法】 ・ 児童発達支援事業所、 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所、 ・ 保育所等訪問支援事業所	1月あたり延べ訪問回数201回以上 2,000回以下	400 /事業所
3		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500 /事業所
4	【障害者総合支援法】 ・ 自立訓練（機能訓練）事業所、就労 移行支援事業所、就労継続支援事業所 （A型・B型）、生活介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200 /事業所
5	【児童福祉法】 ・ 児童発達支援事業所、放課後等デイ サービス事業所	1月あたり延べ利用者数301人以上 600人以下	300 /事業所
6		1月あたり延べ利用者数601人以上	400 /事業所
7	【障害者総合支援法】 自立生活援助事業所		200 /事業所
8	【障害者総合支援法】 就労定着支援事業所		200 /事業所
9	【障害者総合支援法】 就労選択支援事業所		200 /事業所
10	【障害者総合支援法】 計画相談支援事業所		200 /事業所
11	【障害者総合支援法】 地域移行支援事業所		200 /事業所
12	【障害者総合支援法】 地域定着支援事業所		200 /事業所
13	【児童福祉法】 障害児相談支援事業所		200 /事業所
14	【障害者総合支援法】 共同生活援助事業所		6 /定員
15	【障害者総合支援法】 宿泊型自立訓練事業所		6 /定員
16	【障害者総合支援法】 短期入所事業所（併設型、単独型）		6 /定員
17	【障害者総合支援法】 療養介護事業所		6 /定員
18	【障害者総合支援法】 障害者支援施設（施設入所支援事業所）		6 /定員
19	【児童福祉法】 福祉型障害児入所支援施設		6 /定員
20	【児童福祉法】 医療型障害児入所支援施設		6 /定員
21	【生活保護法】 救護施設		6 /定員
22	【生活保護法】 日常生活支援住居施設		6 /定員
対象経費の例		ア. 有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費（車両用の燃料費は除く） イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ボンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 ウ. 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費 オ. 録音・録画機器、啓発グッズ、無線SOSボタン等カスタマーハラスメントを防止するために必要な物品等の購入等経費	ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
補助額		・ 事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・ 補助基準額を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を助成することができる。	

注1 対象事業所・施設については、申請時において、指定等を受けているものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。

注2 障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

注3 1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数については、2025年4月から9月までのサービス提供分の平均値によるものとする。

注4 定員については、申請時において、管轄する自治体にて指定等を受けている利用定員数又は入所定員数によるものとする。

注5 1つの事業所・施設において、対象事業所・施設の指定を複数受けている場合（訪問系、多機能型、居住系）は、1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数、定員数については、主たるサービスに他のサービス分を合算するものとする。

注6 取得価格が単価30万円以上の備品等の購入等経費（経費の一部に充当する場合も含む）については本事業の対象としない。